

大学の機能別分化の促進と大学間ネットワークの構築について

1. 大学の機能別分化について

（1）機能別分化の必要性

○ 大学が有する機能としては、

- ①世界的研究・教育拠点
- ②高度専門職業人養成
- ③幅広い職業人養成
- ④総合的教養教育
- ⑤特定の専門的分野（芸術，体育等）の教育・研究
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点
- ⑦社会貢献機能（地域貢献，産学官連携，国際交流等）

の七つに大別される（平成17年の中教審「将来像答申」より）。

各大学はこれらの機能の全てではなく、一部を保有するのが通例。

（参考）カリフォルニア州の州立大学について

カリフォルニア州では、1868年の大学創設に係る州法、1960年の州政府マスタープラン及びこれを規定した州法により、以下のように州立大学を分類し、その役割・機能に応じた財政支出等を行っている。

①UC（University of California）

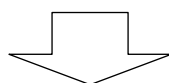
- ・ 研究や大学院教育を重視し、学部教育、修士プログラム、各分野のPhDプログラム、プロフェッショナル・スクールを担当。
- ・ Davis, Berkeley等の10大学があり、州内の全高等学校卒業生のうち上位1/8以内の者及び一定の要件を満たす2年制大学卒業生等を受入れ。

②CSU（California State University）

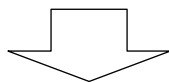
- ・ 学部教育、修士プログラム、看護・農学など特定応用化学分野のPhDプログラム、教員養成を担当。
- ・ 23大学があり、州内の全高等学校卒業生のうち上位1/3以内の者及び一定の要件を満たす2年制大学卒業生等を受入れ。

③CCC（California Community College）

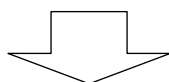
- ・ 職業教育及び学士課程の1年次、2年次に相当する一般教育を担当。
- ・ 112大学であり、入学者に関する要件はない。



- 様々な社会構造の変化の中で、多様化、高度化する社会や学習者の需要に対応していくためには、各大学がこれらの機能の全てを有するのではなく、限られた資源を集中的・効果的に投入することを通じて、各大学の個性化・特色化を推進し、教育研究の充実、高度化を図るとともに、大学全体としての多様性の確保を図ることが必要。



- 各大学が自らの選択に基づき、これらの機能への比重の置き方を不断に見直していくことにより、緩やかな機能別分化を図っていく取組を一層促進することが必要。
 - ・ これは、一定の固定化された類型への種別化ではなく、また、学内における多様な取組が存在しており、すべての活動を特定の機能に比重を置くことを求めるものでもない。
 - ・ なお、必ずしも機能についても「将来像答申」の七つに限定して考えるべき必要はなく、我が国の大学の現状に照らして検討すべきと考えられる。



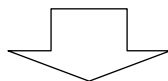
(2) 機能別分化に関する検討の方向性(例)

- 大学の機能別分化に関しては、その分類の在り方や、公的質保証システムと関連する公財政支援、また、自主・自律的な質保証活動を通じた具体的な促進方策について重点的に検討を行う。

2. 大学間ネットワークについて

(1) 大学間ネットワークの必要性

- 上記1.のような大学の機能別分化を前提としつつ、教育研究の充実、高度化と大学全体としての多様性を一層進めていくためには、大学間ネットワークの構築等を通じて大学間の連携、協働を推進し、各機能の補完や充実強化を図っていくことが必要。



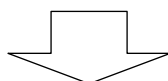
- 大学間ネットワークの構築を通じて、さらに機能別分化が促進されることとなる。

(参考) 2003年のイギリスの「高等教育の将来」白書(抜粋)(仮訳)

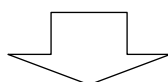
- 1.37 高等教育は、生涯学習、研究、知識移転、社会的一体性そして地域の経済発展を担っている。高等教育において、これらのすべての機能が歓迎されるとともに必要であるという認識は広く共有されている。しかし、全高等教育機関がこれらの活動について、すべて同時にグローバルレベルの水準で行うこと期待すべきではない。そのようなやり方で整備された高等教育制度は世界に存在しない。むしろ、限られた資源が比較優位な分野に集中するように充てられているのであり、個々の高等教育機関が、もっとも得意な分野に焦点化する中、高等教育機関全体としては、遙かに広範な目的を達成しているのである。
- 1.40 また、各高等教育機関における目標の一層の明確化と、大学間連携の増加には、強い関係がある。…(略)…多様性がさらに取り入れられれば、関連する目標を補い合うようになり、大学間連携が一層容易になる。

(2) 優れた教育や学生支援を行う機能や施設の共同利用

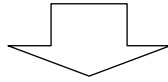
- 平成15年以前は国立学校設置法施行規則において大学附置の全国共同利用施設が個別に規定されていたが、法人化後に当該規定は廃止され、その設置改廃は各国立大学の判断に委ねられることとなった。



- 学術研究分野に関しては、平成20年に国公私を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化(学校教育法施行規則の改正)され、既に七拠点が認定。拠点に対しては別途財政支援も講じられている。



- 一方、優れた教育や学生支援を行う機能や施設に関しては、同様の仕組みは設けられていない。



(3) 大学間ネットワークの構築に関する検討の方向性（案）

- 大学間ネットワーク化を通じた質保証の在り方や機能別分化の促進策について検討する。
- 大学間ネットワークを促進する観点から、教育や学生支援を行う共同利用施設等に対する国公私を通じた支援の仕組みについて検討する。
- その際、各施設等の特性に応じたきめ細やかな検討が必要である。
例えば、以下について検討する必要がある。
 - ・ 学生が直接利用する施設等の場合、そこが教育活動の場であり、各大学の教育理念・目的と密接に関係していること
 - ・ 学生の利便性に配慮する必要があること
 - ・ 大学間の責任の在り方について検討する必要があること
 - ・ 適正な経費負担の在り方について検討する必要があること

(参考1) アメリカの州立大学について

1. 州の高等教育政策と州立大学

現在、ほとんどの州が高等教育計画を策定している。高等教育計画の構成や内容は州によって多様であるが、アクセスの確保や社会経済の変化への対応などを項目としている点は多くの州で共通している。

高等教育計画においては、計画の前提として、又は計画の中で州立大学又は州立大学システムの使命や役割が決定されており、多くの州では州立大学の使命・役割を

- ①研究活動や博士課程までの大学院教育に重点を置く大学（フラッグシップ）
- ②学部段階（又は修士号授与課程）までの課程を提供する教育活動に重点を置く大学
- ③2年制大学

という3つのカテゴリーに大別している。

2. カリフォルニア州における州立大学の事例

カリフォルニア州では、1868年の大学創設に係る州法、1960年の州政府マスタープラン及びこれを規定した州法により、以下のように州立大学を分類し、その役割・機能に応じた財政支出等を行っている。

①UC (University of California)

- ・ 研究や大学院教育を重視し、学部教育、修士プログラム、各分野のPh.Dプログラム、プロフェッショナル・スクールを担当。
- ・ Davis, Berkeley, San Francisco, Santa Cruz, Santa Barbara, Los Angeles, Irvine, Riverside, San Diego, Mercedの10大学（学生約22万人、教職員約18万人）
- ・ 州内の全高等学校卒業生のうち上位1/8以内の者及び一定の要件を満たす2年制大学卒業生等を受入れ。

②CSU (California State University)

- ・ 学部教育、修士プログラム、看護・農学など特定応用化学分野のPh.Dプログラム、教員養成を担当。
- ・ 23大学（学生約43万人、教職員約4.7万人）
- ・ 州内の全高等学校卒業生のうち上位1/3以内の者及び一定の要件を満たす2年制大学卒業生等を受入れ。

③CCC (California Community College)

- ・ 職業教育及び学士課程の1年次、2年次に相当する一般教育を担当。
- ・ 112大学（学生約172万人、教職員約9万人）
- ・ 入学者に関する要件はない。

(各大学システムの学生数及び教職員数は2007年時点)

3. 近年の動向

当初第2グループに属していた大学が、近年研究活動を重視してPh.Dプログラムを設置拡充し、連邦政府グラントの上位100校に入っている例もあり、このような区分は必ずしも固定的なものではない。

カリフォルニア州においても、州の財政上の理由により、州立大学の量的な拡大が困難であるため、UCグループ大学は充実した研究設備と連邦政府等からの研究グラントによる研究資金を持ちながら、学生定員が少ないため教員のポストが不足し、また研究の進展に対応した新たなプログラムに必要な学生を確保しにくい状況にある。一方、CSUグループ大学は、多数の学生定員を有しているため教員ポストに比較的余裕があることから、UCグループ大学とCSUグループ大学との間で多くの共同教育研究プログラムが組織されている。

参照：国立学校財務センター研究部「国立学校財務センター研究報告」第7号（平成14年）等

(参考2) イギリスにおける「高等教育の将来」白書について

イギリス政府は、2003年に、高等教育白書「高等教育の将来」(The future of higher education) を発表した。

白書では、知識主導型経済における国民全体の教育・訓練水準の向上や大学の教育力向上の必要性を説くとともに、研究環境の重点的整備の必要性を強調している。その上で、既存の施策を取り込みつつ、以下のような、高等教育の拡大や財政改善、教育の改善、研究費の増加、産学連携などを打ち出している。

① 高等教育の拡大と進学機会の充実

2010年までに18～30歳の青年層の50%に高等教育の機会を保障する。特に2年程度の準学位レベルの需要を期待し、職業志向の応用準学位 (foundation degree) の普及を図る。また、低進学地域の生徒や成人学生の進学を促進する。

② 高等教育財政の改善

研究費を含む高等教育支出を2002年から2005年の間に3割増とする。

③教授・学習活動の質的向上

優れた教授・学習活動を行う機関を(学科レベルで)「卓越した教育拠点 (Centres of Excellence in teaching)」として認定する。

④研究環境の整備

科学研究費を増額すると同時に、研究資金を研究型大学に集中させ効果的な運用を図る。併せて機関間や分野間の研究協力を促進する。

⑤産学連携の強化

高等教育機関と産業の連携を促進、強化する観点から、高等教育革新基金 (Higher Education Innovation Fund : HEIF) の拡充を図る。HEIFは、大学発企業 (incubator) の設立、地方企業による大学の資源活用を促す補助金で、特に非研究型機関を対象とする。

また、提言の前提として、大学の目標の明確化とそれに応じた財政支援制度の創設、そして、大学間連携が述べられている (別紙)。

参照：文部科学省「諸外国の教育の動き2002」(平成15年)

イギリス教育技能省白書「高等教育の将来」(2003年) 抜粋

第1章 改革の必要性

(高等教育の多様化と目標)

- 1.37 高等教育は、生涯学習、研究、知識移転、社会的一体性そして地域の経済発展を担っている。高等教育において、これらのすべての機能が歓迎されるとともに必要であるという認識は広く共有されている。しかし、全高等教育機関がこれらの活動について、すべて同時にグローバルレベルの水準で行うこと期待すべきではない。そのようなやり方で整備された高等教育制度は世界に存在しない。むしろ、限られた資源が比較優位な分野に集中するように充てられているのであり、個々の高等教育機関が、もっとも得意な分野に焦点化する中、高等教育機関全体としては、遙かに広範な目的を達成しているのである。
- 1.38 現在でも高等教育機関は、相当の多様性を持っている。しかし、そのことは、各機関が自らの強みを認知して行動していることとあわせて、認識・奨励される必要がある。
- 1.39 政府としても、各大学の異なる役割について、正しい認識を欠いていたことの責任の一部を認めるものである。例えば、各高等教育機関が、かなりの程度、研究重視の方向に進んだのは、予算配分方法に関するインセンティブや、大学のステータス（これは学生獲得に役立つもの）を与えられるための基準の在り方によるものであった。引き続き、政府は高等教育機関への最大の予算提供者であるが、今後は、各高等教育機関が、それぞれの目標及びそれを支えるのに必要な資金の流れを選択できるような予算制度に移行するとともに、政府の制度が、各高等教育機関の様々な目標を適切に認識し、奨励できるようにする必要がある。
- 1.40 また、各高等教育機関における目標の一層の明確化と、大学間連携の増加には、強い関係がある。各大学が、あたかもすべて同じ目標を持つかのように行動したことによる一つの結果として、各高等教育機関が分野全体にわたって互いを競争者と見なしてしまっていたことがある。多様性がさらに取り入れられれば、関連する目標を補い合うようになり、大学間連携が一層容易になる。研究面では、単発的な研究のための予算を節約しつつ、自らが最も強みを持つ分野の研究に財源を集中できる。教育面では、GPの成果を普及させるとともに、学生に対する切れ目のない進路の確保に役立つ。産業界との連携に関しても、高等教育機関がグループを組むことで、幅広いビジネスニーズに確実に対応することに役立つ。
- 1.41 こうした目標と大学間連携は、いずれも、各高等教育機関において、卓越した経営手段とリーダーシップを必要とする。高等教育機関が、こうした変化を取り入れるだけでなく、将来の改革に向けた当事者となる能力を高められるよう、政府として高等教育機関を支援していかなければならない。

(上記は仮訳。下線は文部科学省による)